

## 苫小牧市議会政務活動費に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）及び苫小牧市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第7号。以下「規則」という。）により交付される政務活動費の取扱いについて、その適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 政務活動費の取扱いについて疑義が生じたときは、その都度、代表者会議に諮って決定する。

### (支出の原則)

第2条 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費を、会派の行う市政に関する調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するために必要な経費にのみ支出することができる。

2 前項の趣旨に鑑み、いわゆる1人会派においては、政務活動費の支出に際し、政務活動の経費であることを明らかにしなければならない。

3 政務活動には、会派の所属議員にこれをゆだね、又は所属議員による活動を、会派のためのもので承認する方法によって行うものも含むものとする。

4 政務活動は、会派の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提に、政務活動に要した経費の実費を支出する。

5 議員活動は、議会活動、政党活動、後援会活動等と多彩であり、政務活動と他の活動と合理的な区分が困難な場合、按分によって政務活動経費の額を確定するものとする。

### (支出することができない経費)

第3条 政務活動費は、次に掲げる経費には支出することができない。

- (1) 政党への会費、活動費、賛助金等政党活動に当たる経費
- (2) 後援会活動に係る経費
- (3) 選挙活動に伴う経費
- (4) せんべつ、慶弔費、寸志、病気見舞い、あいさつ状等交際費的な経費
- (5) レクリエーション等の経費
- (6) 議員個人としての団体等への加入金、会費等
- (7) 個人的な用途に充てる経費
- (8) 寄付、贈与等に充てる経費
- (9) その他政務活動に資するために必要な経費以外のもの

### (用途基準等)

第4条 条例第6条別表に定める経費ごとの支出内容は、別表のとおりとする。

2 会派所属議員が個別に先進地視察、研修会参加等の活動を行う場合は、あらかじめ会派

代表者に政務活動（参加・実施）申込書を提出し、当該活動が政務活動であることの承認を得なければならない。

3 政務活動に係る旅費は、原則として苫小牧市職員等の旅費支給条例の規定による旅費の実費及び日当等を支出する。

4 前項の規定にかかわらず、タクシー又はレンタカーによることが経済的かつ合理的であり社会通念上妥当と認められるときは、これらの利用に要した実費額を支出することができる。

5 第2条第5項に規定する按分の方法は、次のとおりとする。

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1) 政務活動、議会活動・政党活動・後援会活動及び私用 | 各3分の1 |
| (2) 政務活動及び議会活動・政党活動・後援会活動等   | 各2分の1 |
| (3) 政務活動及び私用                 | 各2分の1 |

(4) 前各号によりがたい場合は、実態に合わせ社会通念上合理的な方法で、会派で按分する。この場合、その理由を第5条第5号に規定する支出伝票に記載するものとする。

6 政務活動に係る備品購入費の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 備品は、取得価格が50,000円（税込）以上の物品をいい、原則として会派控室で使用するものに限る。
- (2) 高額な備品については、リース契約等での購入を検討する。
- (3) 備品を購入した場合は、備品台帳を作成し、会派で保管する。
- (4) 耐用年数経過前の備品を承継又は処分する場合は、議会事務局と協議する。

7 政務活動費により預金利子が生じた場合は、収入として計上するものとする。

（会計帳簿の調製等）

第5条 条例第7条第2項の規定により整理しなければならない領収書等は、次のとおりとする。

- (1) 預金通帳（会派名義とする）
- (2) 政務活動費出納簿
- (3) 旅費支払伝票（領収書、行程書を添付）
- (4) 支払調書（領収書を徴するのが困難又は紛失した場合等に作成）
- (5) 支出伝票（領収書を添付するほか、作成した資料等を添付）
- (6) 政務活動（参加・実施）報告書（終了後速やかに作成し、関係資料等は会派で保管）
- (7) 備品台帳（写し、原本は会派保管）
- (8) その他、用途を明らかにするために必要なもの

（収支報告書の提出）

第6条 条例第8条第1項の規定による収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第3号の1及び第3号の2）により、議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書を提出するときは、前条第2号から第8号に掲げる書類を

添付しなければならない。

(情報公開)

第7条 前条の規定による収支報告書及び添付された書類について、苫小牧市情報公開条例（平成10年条例第14号）第7条に規定する不開示情報を除き、条例第8条第1項に定める提出期限の日から5年間、苫小牧市議会事務局において市民等の閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する収支報告書及び添付された書類のうち、第5条第2号に規定する政務活動費出納簿、第6号に規定する政務活動（参加・実施）報告書及び第6条第1項に規定する政務活動費収支報告書の写しについて、苫小牧市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成24年1月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成25年4月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成28年7月1日から適用する。
- 5 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	支 出 内 容
調査研究費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広報費	印刷費、会場費、文書通信費、交通費等
広聴費	資料印刷費、会場費、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会議費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	印刷費、事務機器購入費及びリース代等
資料購入費	書籍購入購読料、データベース利用料等
人件費	補助職員賃金等
事務所費	事務所借上料、維持管理費等

様式第3号の1（第6条関係）

年 月 日

苫小牧市議会議長 様

会 派 \_\_\_\_\_  
代 表 者 \_\_\_\_\_ 印  
経 理 責 任 者 \_\_\_\_\_

年度政務活動費収支報告について

苫小牧市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、別紙のとおり  
年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第3号の2（第6条関係）

年度政務活動費収支報告書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
政務活動費		
諸収入		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_円